

序論

新潟県内銀行の系譜と当行の特質

1. 県内銀行の生成と系譜

株式会社第四銀行は、昭和48年11月2日、創立100周年を迎えた。明治6年のその日、第四国立銀行の創立総会が開かれ、以来、新潟県における一地方銀行として発展を続けた。明治29年に普通銀行に転換して新潟銀行と商号を変更し、さらに大正6年に第四銀行と改めて今日に至っている。

その間、当行は、県内銀行の中軸としての役割を以て、県内銀行29行、県外銀行の2支店を併合してきた。さらに、これら被合併銀行に併合されてきた銀行を含めると、その数は62行にものぼっている。したがって、当行の歴史をみると、支流をなす被合併銀行との諸関係や、その歴史をもあわせて考察されなければならない。そこで、本論の理解に資するため、まず県内銀行の生成とその系譜について略述することにしよう。

新潟県における銀行の始まりは、明治2年に設立を許可された新潟為替会社である。この会社は銀行の性質を備え、金札5万円を発行したが、やがて経営不振に陥り消滅した。

第四国立銀行が設立されたのは、新潟為替会社がまったく衰微してしまった明治6年のことであった。その設立を首唱したのは、当時の県令楠本正隆である。新潟為替会社が、殖産興業のための資金供給の役割を果たし得なくなったので、これに代えて新たな貸金会社を興そうとする楠本の構想が、国立銀行条例の発布を機に、条例に基づく銀行設立へと発展したのであった。

次いで明治9年の条例改正に伴い、新たに国立銀行4行が誕生した。一方、条例に基づかない「人民相互ノ結約営業」にまかされていた「私立銀行会社」

が、県内各地に設立されたが、これらは一般に銀行類似会社と呼ばれ、明治10年代なかばに急増した。明治26年の銀行条例、貯蓄銀行条例の施行によって、銀行類似会社の大部分は普通銀行に転換し、国立銀行も営業満期により、明治29～31年に普通銀行に転換した。このころ、県内では銀行の新設が相次ぎ、その数は42年に92行にのぼりピークに達したが、45年以降、減少に向かった。全国の銀行数のピークが34年であったのに比べ、本県の銀行業の展開は、やや遅れた足どりを示している。

このような過程を経て、明治中期から、普通銀行が本県の金融機関の主流を占めるようになったが、その系譜をたどると、次のように分類できるであろう。

- (1) 国立銀行として設立され、その営業満期により普通銀行に転換したもので、当行をはじめとする国立銀行5行がこれに該当する。
- (2) 銀行類似会社から普通銀行に改組されたもので、明治19年の柿崎銀行（前身、愛信社）が最初である。本県の銀行類似会社の数は、長野県に次いで多かったが、明治26年の銀行条例施行に伴い、大半は普通銀行に転換した。なお、銀行類似会社のなかには、和納銀行のように頼母子講から発展してきたものもあった。
- (3) はじめから普通銀行として設立されたものも多く、明治28年の雷土銀行がその最初である。本県の普通銀行の発生は全国よりやや遅れ、その数も少なかったが、明治27年の日清戦争以後、新設が急増した。
- (4) 当初貯蓄銀行として設立され、のちに普通銀行に転換したもので、明治30年代に直江津積塵銀行、加茂貯蓄銀行、直江津貯蓄銀行の3行、さらに大正11年の貯蓄銀行法施行に伴い、長岡貯蓄銀行など10行が普通銀行に転換した。
- (5) その他、特殊の系譜をもつものとしては、明治32年に信用組合が発展的に解消して設立された三条信用銀行がある。

次に貯蓄銀行についてみると、全国では明治13年以降、貯蓄銀行が誕生し始めるが、本県ではかなり遅れ、明治26年の「貯蓄銀行条例」施行以降であ

る。貯蓄銀行は、およそ次のように分類できるであろう。

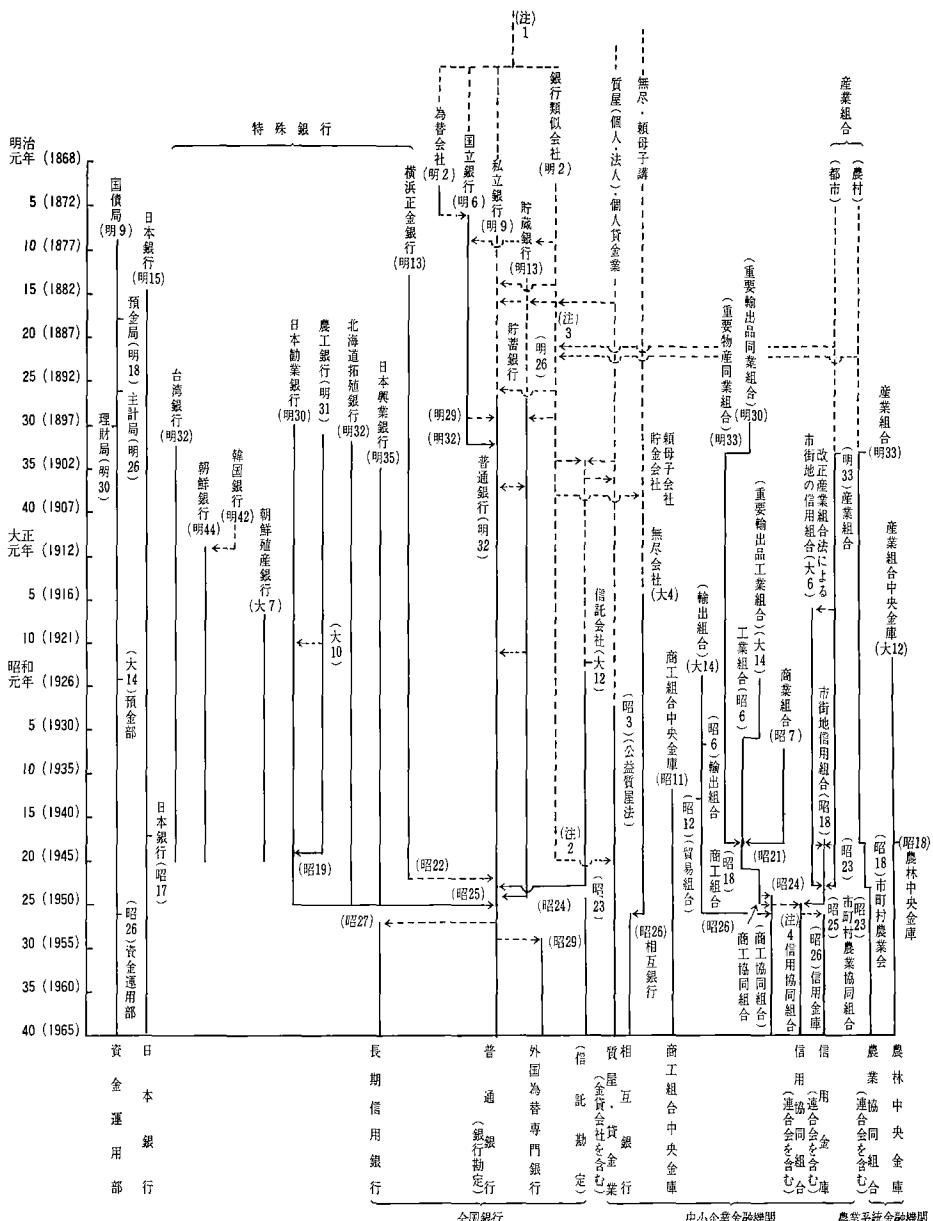
- (1) 本県の貯蓄銀行は、すべて銀行類似会社などの前身をもたず、はじめから貯蓄銀行として設立された。その最初は、明治28年設立の直江津積塵銀行である。直接的な系譜はもたないが、小須戸貯蓄銀行や加茂貯蓄銀行のように、いったん解散した銀行類似会社の関係者が、主要な母体となって設立されたものも見受けられる。
- (2) 県内の多くの普通銀行は、貯蓄銀行業務を兼営していたが、その貯蓄部門を分離し、子銀行として貯蓄銀行を設立した例もみられる。
北越銀行（明治29年設立）と北越貯蓄銀行（明治31年設立）、三条銀行（明治26年、三条会社が改組）と三条貯金銀行（明治29年設立）がそれである。
- (3) 上記に準じるが、設立の動機がそれとやや異なるものとしては、大正11年の貯蓄銀行法施行により、貯蓄銀行業務を兼営できなくなった普通銀行が、その業務を移管して貯蓄銀行を設立した例をあげることができよう。大正10年に、長岡市の銀行が協調して設立した長岡貯蓄銀行、新潟銀行（前身、新潟商業銀行）が設立した新潟興業貯蓄銀行、他の県内の多くの普通銀行が協調して設立した新潟合同貯蓄銀行（1年後に新潟貯蓄銀行に合併）の3行がそれである。

その他の金融機関としては、無尽業者と信託会社がある。前者は、大正4年に公布、施行された無尽業法に基づき、免許無尽会社となった。後者は、大正11年に信託業法が公布されるに及んでいったん消滅したが、大正15年、県内銀行連合のもとに、この法律に基づく新潟信託株式会社が設立された。

このように多くの系譜をもって誕生してきた普通銀行、貯蓄銀行、信託会社の間では、相次ぐ恐慌による破たんや、政府の合同政策により淘汰整理され、昭和20年には、当行と長岡六十九銀行（昭和23年、北越銀行と改称）の2行のみとなった。無尽会社も合併が進み、大光無尽と新潟無尽の2社に統合され、戦後、相互銀行となった。また、市街地信用組合から信用協同組合を経て、昭和26年の信用金庫法施行に伴い、信用金庫となったものも見受けられる。

図 1

主要金融機関の系譜



図表の見方

横の実線は矢印の方向に全部移行したことを示す。添付の年数は移行した年を示す。
横の点線は矢印の方向に移行したものもあることを示す。添付の年数は最初に移行した年を示す。

- (注)1) 徳川時代には両替商、札差等々の多くの金融機関があった。明治維新以降も、これらは引き続き金融業務を営んだが（あるものは為替方として活躍）、多くが銀行類似会社、為替会社、国立銀行、私立銀行の設立母体となった。
- 2) 銀行類似会社は明治初年より群生し、明治26年銀行条例施行により帝国統計年鑑から姿を消した。しかし、実際には明治26年以降も銀行、金貸会社、質屋などと共に引き続き多数存在してきた。本図においては、便宜上昭和20年に質屋のグループに統合し、質屋貸金業として整理した。
- 3) 明治初期の銀行類似会社の業務は、私立銀行、貸金業あるいは物産会社等と明確に区別することは困難であり、あるものは同業者組合のごとき色彩をもち、産業組合の前身とみられるものもあったので、本図では両者の移行関係をつくった。
- 4) 信用協同組合を規定する中小企業等協同組合法の施行は昭和24年7月1日であるが、信用協同組合が現実に業務を開始したのは昭和25年であった。
- 5) 機関名に（ ）を付したものは金融事業（預貸併営）を営まない機関であることを示す。
- 6) 日本銀行統計局『明治以降 本邦主要経済統計』190～191ページによる。ただし、政府金融機関、労働金庫、保険の作図は省略した。

こうして、県内のトップ銀行である当行をはじめ、これらの主要金融機関が、戦後の県内金融を担当していくことになるのである。

なお、各種金融機関の系譜については、図1を参照されたい。

(注) 1), 2) 『明治財政史』第12巻492ページ。

2. 当行の経営の特質

明治34年、わが国の普通銀行は1,867行に達したが、その大多数は地方銀行であった。その後、たび重なる恐慌や、日本特有の“地方的合同”的進行により、これら地方銀行は大幅に整理淘汰され、さらに太平洋戦争中、政府の合同強行政策により大合同が行なわれた結果、その数はほぼ1県1行となつた。このような激しい淘汰の歴史のなかにあって、終始、経営の一貫性を保ってきた銀行は、今日、数行を数えるにすぎない。当行はその代表的な一つであり、その確固たる経営を支えてきた基盤ともいべきものは、堅実経営にほかならなかった。

当行は創業当初、紙幣寮御雇英人アラン・シャンドの簿記法を学んだが、シャンドの方針は、イギリス流商業銀行の堅実主義であった。この堅実主義の方針は、初期の当行経営の指針であったばかりでなく、その後、伝統的に当行の経営活動を律する規範として受け継がれていった。しかし、経営がどのような発展の道をたどるかは、経営主体の意識的活動の問題であるとともに、経営を取巻く諸条件によっても規制されざるを得ないので、堅実経営の態様は、そのときどきの経済情勢によって多様な変化をみせることになる。いまそのあとをたどると、当然、そこには、新潟地方を営業基盤とする当行経営の特質が、いくつか指摘できるであろう。

その第一は、県との密接な関係である。

当行の設立は、県令と新潟商人の連携により推進され、設立後は、県から出資や預金の預入など各種の助成を受けた。ことに公金の取扱いは、資金面でも収益面でも、初期の経営を支える重要な柱となった。さらに、この県との関係から派生した影響も見のがすことはできない。たとえば、県令が当行を設立するために、県内の有力資産家を糾合して出資せしめたことから、その後に各地で設立された銀行の株主や役員には当行の株主が多く、各行との人的つながりが生じた。また当行は、公金業務の主要取扱機関として、後発の銀行にその代理業務を委任していたので、その業務を指導監督する立場に置かれた。同時に、各行の資金調整の役割をもつて親銀行的な機能を果たすことにもなった。

このような諸関係が背景となって、県内銀行業における当行の主導的な地位が形成され、県内銀行合同の中核となる素地がつくられていくのである。

第二には、商業金融機関的性格を強くもっていたことである。

当行が、農業県である新潟地方を地盤とし、その創立者に大地主層が参加していることから、当行を地主銀行とみなす傾向があるが、事実は、一般の地方銀行に比べ、はるかに商業金融機関的性格を備えていた。すなわち、開業当初、地元大商人や新潟為替会社の設立に関係した中央の商人のほか、田畠を担保とする地主への貸出取引が発生するが、土地担保金融の多くは延滞

となってしまった。そこで、明治9年以降、それを徹底的に回収するとともに、米商資本の集中機関ともいるべき米商会所との連携を強化して商業金融を拡大し、貸金会社的、前期的性格からの脱却を意図する。そしてその方針は、幾度かの苦境を経験しながらも連綿と受継がれていった。したがって、農業向け貸出も、米の流通にかかわる資金が主体で、土地を担保とする地主金融は意外に少ない。なかでも注目すべき点は、不動産担保を避けて有価証券担保を重視する政策がとられたことである。このことは、当行の伝統的な堅実主義に由来するものである。周知のように、昭和恐慌期には、多くの銀行が不動産担保による貸出資金の固定化に苦しみ、経営困難に陥ったが、当行の貸出をみると、不動産担保貸出が少なく、確実な有価証券担保が多かった。このことのうちに、堅実主義と関連する当行の大きな特質を見いだすことができる。

第三には、相川支店で短期間、貯蓄預金を取扱ったほかは、昭和18年に至るまで、貯蓄銀行業務を行なっていないことである。

当行は、明治27年に人民預金が資本金を上回り、預金銀行としての基礎を固めたが、一般の銀行は規模も小さく、貸出資金の多くを資本金に依存し、さらに借入金まで投入していた。したがって、少しでも多くの資金を集めため、1口5円以下の零細預金の預入が認められていた貯蓄銀行業務を兼営したり、子銀行として貯蓄銀行を設立したのである。このような銀行は、高利率で預金を吸収し、高利の情実貸出や投機的貸出を行ない、その結果、資金の固定化を招いて経営を危くする場合が多かった。しかし、当行の場合、恐慌期には、預金が安全を求めて他の中小銀行から当行へ預け替えられたという事例にみるように、大きな信用をバックとして、他よりも低い利率でも預金を集めることができ、商業金融機関としての性格を保ちつつ、低利の資金運用に耐え得たのである。

第四には、二つの性格の異なった資金運用基盤をもっていたことである。

明治政府の財政的基礎は地租であったから、農業県に立地した当行には、収税機能の一端をになうという重要な役割があった。そこで、政府関係資金

の為替取組のため、開業と同時に東京支店を設置した。この東京支店の存在は、当行の経営に大きな影響をもたらす。たとえば、資金運用施策についてみると、明治20年代後半、県内商工業の発展に対応して積極施策を展開したとき、東京支店の運用資金を引上げて本店の貸出に振向けている。逆に、明治40年代や大正初期の不況期には、県内での資金運用が困難になると、東京支店へ回金して、薄利をいとわず他の銀行へ預けたり、コールに放出したりする。つまり、東京支店における余資運用的な貸出と、本店における本来の商業金融という、異なった性格の資金運用基盤をもち、本店における資金需要の繁閑に応じて調整を行なったのである。このことは、当行が不況期においても、安全確実な資金運用政策をとることができたという点において、重要な意味をもっている。「日銀借入は恥である」という当行の伝統的な理念が形成された背景には、預金吸収面での優位性とともに、確実、流動的な資金運用を可能にする基盤があったのである。

以上の経営の特質から、新潟地方経済の遅々たる発展に制約されながらも、当行の業績の動向は、地方銀行よりも中央大銀行のそれに類似する場合が多かった。そして、戦前までの当行の歴史は、預金銀行、商業金融機関を本来の姿とするサウンドバンキングの理念を掲げて、それを貫徹しようとする苦心の足どりであったということができるよう。

堅実主義は、経営の保全のためのみではなく、預金者保護という公共性に根ざしたものでもあったから、その伝統的な理念によって培われた公共的観念ないし倫理性は、戦後の再建復興期においても、政府の金融政策に則した、きわめて節度ある経営態度となって現われ、監督当局から、「モデル銀行」と評されるほど、バランスのとれた経営指標を実現するに至った。それはときには、保守的と評価される側面を含みつつ、経営近代化と“大衆の銀行”への歩みの底流をなしていくのである。

第四国立銀行創立の背景

当行は、明治5年11月に制定された国立銀行条例に基づいて設立された。その開業免状下付は6年12月24日、営業開始は翌7年3月1日である。日本の銀行としては第3番目の銀行であり、日本の銀行の草分けともいべき存在である。

当行の設立は、のちに詳しくみるように、明治維新政府の銀行政策や、それを実施に移そうとした当時の新潟県令楠本正隆の努力に負うところが多い。そこでまず、明治初年の銀行政策、さらにはひろく当時の日本経済の状況についての考察から始めたい。それとともに、当行の位置する新潟地方の歴史的、経済的特色をも、当行設立の背景をなすものとして、あわせて考察しておこう。

1. 明治維新政府の諸政策

明治維新政府の成立 幕末ともなれば、封建制度の基盤をなす農村中心の自給自足経済はくずれ、商品貨幣経済が発展して、幕府諸藩の財政はしだいに窮乏化してきた。商人・金貸資本の蓄積が進むとともに、農民層の分解が進展し、新たな小商品生産の展開をみるに至った。しかし、日本経済は、幕末に至ってもなお、自らの力で資本主義化を達成するまでには成長していないかった。

そのころ、世界の資本主義は、ようやく自由主義の最盛期を迎えるとしており、欧米の先進諸国は、東洋市場の獲得を目指して、わが国にも圧力を加えてきた。

幕府は、外圧に強制されて開国し貿易を開始したが、それによってもたら

されたものは、わが国経済の混乱であり、急激な物価騰貴であった。すなわち、貿易は貨幣経済を急速に進展させ、農民層の分解を促し、封建制度の矛盾を激化せしめた。また、わが国の金銀の比価は、海外に比べて金が割安であったため、激しい金流出を招来し、その対策としてとられた貨幣悪鑄策は、物価騰貴を惹起して社会不安を深めたのであった。

幕府は、このような新しい事態に対応する力をもはやもっておらず、やがて、明治維新の一大変革が実現するのである。

このように、わが国は、自らの力で資本主義化を達成し得ないうちに、むしろ外から、資本主義化を強制されることになった。したがって、明治維新政府の任務は、一日も早く日本経済の資本主義化を進め、わが国を独立の近代国家に育てることであった。

そこで、政府は版籍奉還（明治2年）、廃藩置県（同4年）、秩禄処分による封建家臣団の解体（同7年）、職業の自由（同4年）、土地売買解禁（同5年）による土地私有権の確立など、基本的な社会変革を次々に実施していった。これとともに、近代的な経済制度の輸入移植に必要な多くの費用をまかなうため、近代的な財政制度の確立をはかった。明治6年の地租改正は、封建的貢租を、土地価格を基礎とした金納定率の租税制度に改め、国家財政の基盤を整備するものであった。

近代国家の基礎を確立するためのこれら諸政策は、一方では封建的武家の解消や農民層の分解をもたらし、いわゆる原始的蓄積の過程を通じて、資本主義生産様式の前提が整えられた。そのうえにたって遂行される殖産興業政策は、欧米諸国に対する立遅れを急激に取戻そうとするものであつただけに、国家の権力がフルに使用されることになった。銀行政策においても、またしかりであった。

政府の金融政策と銀行制度の導入 政府は、大規模な産業育成策の裏づけとして、資金創出を重要視し、思い切った政策をとった。それは、不換紙幣（太政官札）の発行と貸付から始まる。

しかし、このとき発行された紙幣は、維新政府の信用が薄弱であったこと也有って、円滑に流通せず、打歩を伴って減価し、殖産興業資金としての機能を發揮するに至らず、かえって貨幣制度の混乱を助長した。しかも、その大部分は、財政困窮に悩む維新政府の経費に流用される結果となった。

次いで政府は、種々の金融商業機関を設立して、商業を盛んにし金融を疎通せしめようとした。明治元年に設立された商法司は、会計官の一司として勧商事務をつかさどったが、実際は、金札の貸付を行なうのが主な仕事であった。もっとも、商法司は、その機能を十分に發揮することなく、明治2年3月に廃止されている。その前月に通商司が置かれ、これが商法司の勧商事務を、また租税司と出納司がその収税事務をそれぞれ継承した。

為替会社の設立と衰微 通商司は、3都および開港場に支署を置き、その管理下に通商會社、為替会社を設立していった。為替会社は、通商會社への資金供給機関として構想され、政府の強い勧奨のもとに、その地の有力商人を中心に東京、西京、大阪、神戸、大津、新潟、敦賀に設立された。

為替会社は、不完全ながら株式会社の形式をとり、銀行の性質を備え、紙幣発行の特権を有する金融機関として設立されたもので、いわば、日本における最初の銀行であった。その名称も Bank の訳語である。

為替会社の業務は、預金、紙幣発行、貸出、為替、洋銀古金銀売買、両替などであった。その資金源の中心をなすものは、政府の貸下げ金で、これは不換紙幣たる金札である。こうして、政府は、金融機関の整備をはかるによって、金札に流通性を与える、殖産興業資金としての機能を果たさせようと企図したのである。

しかし、為替会社は、政府から手厚い保護と大きな特権を与えられたにもかかわらず、通商司が明治4年7月に廃止されるに伴い、巨額の負債をかかえて衰微の道をたどり、横浜為替会社（のちに第二國立銀行に転業）を除いてすべて解散してしまった。

このように、為替会社は、期待された機能を發揮することはできなかった

が、企業組織、銀行業務、資金運用方法などについて、新たな知識と貴重な体験をもたらし、その後の銀行創設に啓蒙的役割を果たしたものとして評価される。

国立銀行の発足 為替会社が衰運に向かうころから、民間で私立銀行の設立を企図するものが現われてきた。一方、政府は、不換紙幣を増発しても、それがただちに資金の創出にはならないことを経験したので、近代的な銀行制度を導入して兌換制度を確立し、これにより、殖産興業のための資金を供給しようと考えるに至った。そのため、民間の出願を抑え、整備された銀行制度の輸入移植をはかったのである。

すなわち、明治3年10月、政府は大蔵少輔伊藤博文をアメリカに派遣し、銀行制度を研究せしめた結果、アメリカの National Bank が不換紙幣の整理に役立つ仕組みをもつことがわかったので、この制度を輸入して、国立銀行条例を制定することにしたのである。

明治4年末から銀行条例編纂係が設けられ、紙幣頭渋沢栄一、同権頭芳川顯正などがそれに任せられ、5年6月に草案を完成させた。こうして、同年11月には「国立銀行条例」が、翌6年3月には「金札引換公債証書発行条例」がそれぞれ制定された。

国立銀行条例の要旨は、次のとおりである。

- (1) 資本金は、原則として人口10万人以上の都市では50万円以上、10万人未満1万人以上の地では20万円以上、1万人未満3,000人以上の地では5万円以上とする。
- (2) 資本金の60%を政府紙幣をもって大蔵省に上納し、同額の公債証書(6分利付)を大蔵省から受取る。
- (3) この公債証書を抵当に、同額の銀行紙幣を受取ってこれを発行する。
- (4) 資本金の10分の4は、正貨(金貨)をもって兌換準備とする。この準備は、つねに発行紙幣の3分の2を下ってはならない。

この条例に基づいて設立された銀行は、4行であった。第一国立銀行(三

表 1 初期の国立銀行
(単位 円)

所在地名	行 名	開業免状下付年月日	開業年月日	資本金	紙幣発行免許高
東京	第一国立銀行	明治 6. 7. 20	明治 6. 7. 20	2,440,800	1,500,000
横浜	第二国立銀行	7. 7. 18	7. 8. 15	250,000	150,000
新潟	第四国立銀行	6. 12. 24	7. 3. 1	200,000	120,000
大阪	第五国立銀行	6. 9. 8	6. 12. 10	500,000	300,000

井組、小野組の出資)、第二国立銀行(横浜為替会社の業務を継承し、横浜の豪商、貿易商の出資)、第四国立銀行、および第五国立銀行(大分、鹿児島などの豪商と士族の出資)がそれである。なお、当初設立が予定されていた第三国立銀行は、創立総会において株主間に紛議が生じ、開業に至らなかった。¹⁾

このようにして発足した国立銀行も、営業資金の不足により、極度の営業不振に陥っていった。

国立銀行は官金出納事務を担当し、官公預金と兌換銀行券発行を主な資金源としたが、兌換券の発行は当初から困難であった。その原因是、政府紙幣増発による紙幣価値の動搖、ならびに世界的銀価下落や、連年の入超による金の著しい流出にあった。

正貨兌換の義務を負う国立銀行券は、発行されればたちまち兌換を請求された。銀行は、紙幣発行のためにかえって損失を受け、正貨準備金に不足をきたして、兌換銀行券を発行することができなくなる状態となった(表2)。

こうした事情のほかに、資本金の40%を兌換準備とし、預金にも25%の支払い準備を要するなど、きびしい制約が、国立銀行の営業を企業的にも不利なものとした。

表 2 国立銀行兌換券発行高
(単位 円)

年月末	國立銀行数	下付高	実際流通高
明治 6. 12	2	1,362,210	852,520
7. 6	3	1,896,000	1,356,979
7. 12	4	1,995,000	802,730
8. 6	4	2,020,000	381,163
8. 12	4	1,420,000	233,861
9. 6	4	1,420,000	62,456

(注) 『明治財政史』第13巻297ページ。

要するに、資本の原始的蓄積がさほど進んでいない当時の状況下にあっては、近代的な銀行制度を輸入しても、それが定着する条件を欠いており、これら国立銀行が営業不振に陥るのも、いわば必然的な成行きであったといえよう。

(注) 1) 明治9年になって、安田善次郎によりあらためて欠番の第三國立銀行が創立された。

2. 明治初期の新潟地方

新潟県の誕生 新潟県の明治元年は、戊辰戦争と大水害の“水兵両難”的年で、物情騒然たるなかに明治の幕が開いた。

春以来の長雨で越後平野は泥海と化し、新発田藩などは「損毛は7万2,000石におよび、藩はじまって以来最大の被害」¹⁾に遭った。翌2年も水害で、「已年の困窮」といわれる凶作に襲われた。災害と新政の混乱などにより、各地に農民一揆が発生した。

戊辰戦争の最中には、長岡藩領、村松藩領で世直し一揆が起り、2年には水害にあった亀田郷の農民が、関屋村に堀割をつくって信濃川の水を放流

(余録)――

金兌換の失敗

渋沢栄一は、「我邦に於ける銀行業の発達」と題する論文のなかで、次のように述べている。

「各行とも多少の紙幣を発行してみたけれども、小野の破綻の翌明治8年頃から金銀価の差額が生じて金が高くなつた。金が高くなると銀行紙幣の引換が多くなる。引換が多くなると高い金を買って来て金貨を造らねばならぬから、始終損をして行くようになる、あたかも安い金の売所のようになつてしまふ。……つまり伊藤公のその時の考案は一を知つて二を知らないのであった。それを私共が賛成してこれで兌換が出来ると思ったのは誤であった。……明治9年にやむを得ず、この銀行紙幣の引換を政府紙幣をもつてするということに、制度を直して貰つたのです。¹⁾

(注) 1) 『渋沢栄一伝記資料』第50巻、480ページ(「銀行通信録」第53巻第315号)。

しようとして、いわゆる関屋堀割騒動を起こした。また、米の輸出が米価を高騰させるとして、外国船の米積みにからまる騒動も生じた。こうして、明治2年から3年にかけて、10件余の一揆が起こっている。

農民の困窮のみならず、士族の窮乏もまたはなはだしかった。越後には11の諸藩と幕領が交錯し、貧弱な小藩が分立していたが、戊辰戦争の結果、戦費負担により諸藩の財政は急速に悪化した。

明治2年の版籍奉還直後、政府は、禄制を改正して秩禄を削減した。戊辰戦争で幕府方に加わった長岡藩は、7万4,000石から2万4,000石に削封され、家臣らは、ほとんど生計を立てることができないほどの窮状に陥った。諸藩は財政危機を乗り切るために、士卒の禄高削減、帰農帰商の推進などを行なったが、なお膨大な藩債の増加を免れることはできなかった。すなわち、廃藩の時点では、「殆んど貢租収入の2.5倍から4倍に及ぶ債務」²⁾があり、諸藩の財政は崩壊寸前にあったのである。

新潟県の名称がはじめて現われたのは、図2にみるように、明治2年であるが、当時はまだ諸藩が並存しており、新潟県の管轄はごく狭い地域に限られていた。

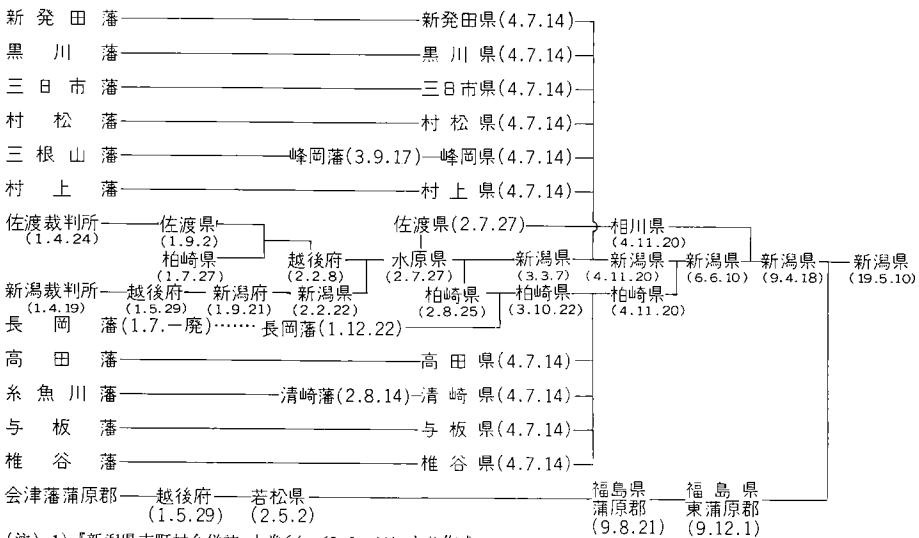
長岡藩は、明治4年7月の廢藩置県をまたずに解体して、柏崎県に合併したが、他の藩は、4年7月にそれぞれ県の名称に変わり、さらに4か月後の



新潟県大区地図（鈴田平造編『越後摘要』上巻、明治10年）

図 2

新潟県成立までの変遷



(注) 1)『新潟県市町村合併誌』上巻64~65ページにより作成。

2) カッコ内は施行年(明治)月日。

11月、新潟、柏崎の両県に統合された。複雑多岐を極めた新潟県の行政組織も、明治6年6月に柏崎県が、9年4月に相川県が、19年5月に至って福島県東蒲原郡がそれぞれ新潟県に併合されて、ようやく形を整え現在の新潟県が形成されたのである。

明治4年12月、政府が発表した府県の順位では、新潟県は長崎県に次いで7位にランクされている。開港場であったので、県令には勅任官で大物の役人が任命されていた。なかでも少壯官僚で、のちに明治初期の三県令と称された楠本正隆は、5年6月に着任して以来、地方行政の基礎づくりに、殖産興業に、あるいは文明開化に、大きな事績を残した。第四国立銀行の創設に尽力したのもこの人である。そこで、楠本の活動をやや立入ってみることにしよう。

(注) 1) 新潟県史研究会『新潟県百年史』上巻132ページ。

2) 同上149ページ。

楠本県令の財政政策 廃藩置県の当時、租税制度の全国的な統一はまだ困難で、貢租のほかに、町や村の経常費をまかぬうため、幕府時代から引継がれた「萬雜錢」が、各戸に割当てられていた。

明治5年1月、「戸籍法中心得方及改正」が布達され、所要経費は萬雜錢に代えて、民費として住民から取立てことになった。この民費を戸長らがあまり広義に解釈しそぎて、重税になっていたようである。¹⁾

楠本県令は、5年6月に新潟県に赴任してきたが、こうした状況をみて、さっそく民費の実態調査をしたところ、非常な重税で、かつ「其費ユル所ハ悉皆無用不正ノ事」という実情が判明した。そこで、ただちに戸長ら12人を集め協議した結果、諸経費の定額を定めて、その範囲を超過しないようきびしく戒めることにし、²⁾ 5年10月、「民費課賦例規」、「民費支給例規」を制定して布達75号により実施した。³⁾

この布達によると、民費の賦課については、従来米高1石につき3円ないし1円50銭であったものを、改正減額して1石につき1円を徵収するものとし、支出については、諸雜費を大幅に削減し、その他を堤防費と予備の積立金(置金)とした。この積立金を年々蓄積して利殖をはかり、その利子を民費に充てて、さらにその減税をはかるうという構想であった。積立金は、6年には13万7,900円にものぼったという。⁴⁾ その後、県令は、積立金を教育に投することにして、戸長代表にはかって、県立の新潟学校の資本金に活用することを決した。⁵⁾

楠本県令は、その在任期間わずか3年3か月にすぎなかつたが、小学校や病院の建設、川蒸汽船会社の創設、樹芸場・授産場の設立など、かずかずの業績を残した。県政の改革についても積極的で、たとえば、世襲制であった村役人の制度を改めて戸長、計算掛、用掛とし、これらを村民の選挙による



楠本県令

ことにした。また、わが国ではじめて区中会議や管内会議を開いて、広く民意を問う制度を設けたが、これは、議会政治の先駆をなすものであった。

(注) 1), 2), 3) 『新潟県市町村合併誌』上巻226～234ページ。

4) 『県治改革提綱』(明治8年11月新潟県権参事二橋元長記述)。

5) 『新潟県教育百年史 明治編』192ページ。この資金は、当行の預金や増資払込金として運用された。

新潟町の発展 新潟は、港とともに発展した都市である。今から約360年前の元和2年(1616年)、長岡藩主堀直寄が新潟を領知した際、港湾立都計

(余録)

楠本県令の逸話

楠本正隆は、肥前国(長崎県)の出身で、もと大村藩士であった。外務大丞から、県令として明治5年6月14日に着任した。当時35歳である。明治8年8月、内務大丞に任せられて新潟を去った。その後、東京府知事、元老院副議長、東京市會議長、衆議院議長を歴任し、明治35年2月7日、65歳で没した。

名県令楠本は“改革知事”と呼ばれ、逸話が多い。

“私の庭園”はあっても“公園”という考え方のなかった当時、日本の市民公園第1号といわれる白山公園を設置している。

楠本はまた、断髪奨励にも苦労した。管内巡回のたびに請書をとって断髪を勧めたが、ある日、料亭「鳥清」に鈴木長蔵、横山太平ら市内の有力者を招き、宴の終わりに断髪を勧め、少参事二橋元長がハサミで切落としたという。髪を切られた兩人は、のちに当行の経営に参画した人物である。



柏崎県の合併の際には一計を案じ、両県の役人に相撲をとらせ、勝者が敗者を吸収合併することにした。そして、彼が行司となり、新潟が勝つまで軍配をあげず、ついに根負けした柏崎側の了解を取りつけたといわれる。

新潟公園真景(新潟市白山公園)

画を立て、港湾都市としての基礎を築いたといわれる。天保14年（1843年）、幕府の直轄領となり、安政5年（1858年）の日米修好通商条約により、五港の一つとして、日本海側唯一の開港場となった。明治22年、市制、町村制が施行されると同時に、新潟も市制をしいた。

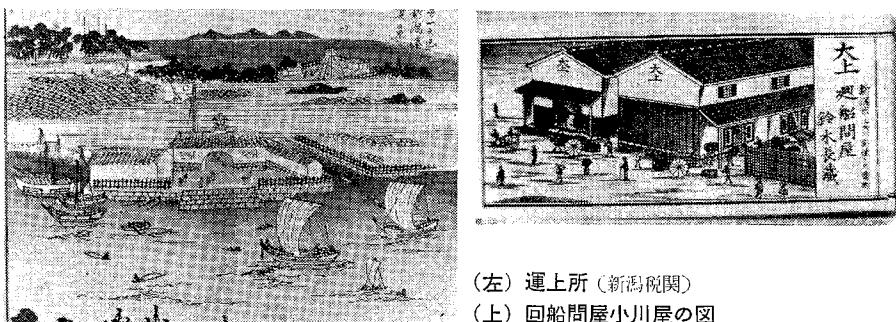
新潟港は、戊辰戦争のとき、奥州諸藩同盟軍の軍事基地であった事情もあり、ようやく明治元年11月19日に開港した。当時は、水深が2mにすぎず、危険な港で、貿易は成績不良であった。そのため、明治3年には早くもオランダ、アメリカの領事が新潟を去っている。¹⁾しかし、和船による沿岸貿易は相変わらず盛況で、2年の出入港和船数は5,777隻、積荷価格は75万8,000円にも達していた。²⁾

新潟地方の流通商品は、圧倒的に米であった。すでに宝永7年（1710年）、農村での商品経済の進展を反映して、新潟港の米の集散高は、領主の扱う蔵米が31万9,000俵に達し、さらに地主、町人の扱う商品米が、それをはるかに凌駕して、じつに70万俵にものぼっていた。このように、米の集散地である津や港には、早くから大商人や回船業者が栄え、醸造業者が産を成していく。そして新潟港は、海路と陸路と河川交通路の三つが交わる要衝で、中・下越一帯からさらに遠く魚沼、信州、会津にまで及ぶ、新潟町の商圈のかなめ、物資流通網の拠点であったのである。

明治11年に第四国立銀行を訪れた銀行検査官の報告によれば、回船問屋は100人余で、50石以上の商船150艘余、50石未満の川舟などは1,500艘余あり貸庫がすこぶる多く、おもに米穀を預かっていたという。なお、同報告は次のように述べている。

「就中鈴木長八ノ貸庫モットモ多シ 庫数オヨソ五十余庫 又信濃川ヲ
ヘダテタル対岸ニ沼垂町アリ 同所ニ旧新発田藩ノ倉庫アリ 維新ノ後
同所ノ商人等コレヲ買受ケ貸庫トナシ預リ券ヲダシ専ラ米穀ヲ預ルヲモ
ッテ業トス 第四銀行ニオイテ貸付金ノ抵当ニトリタル米穀ハ大概鈴木
長八ノ預リ券ト沼垂倉庫ノ預リ券ナリ……」³⁾

このように、主として米穀の流通に依拠して、回船問屋、卸問屋、倉庫業



(左) 運上所(新潟駅前)

(上) 回船問屋小川屋の図

などを営んだ新潟湊の商人たちのなかから、その利益の蓄積をもっぱら商業活動と、新たに興ってくる資本主義的企業への投資に向ける、一群の資本家が出てくる。

米の流通に関して例をあげると、明治7年1月、持寄米売買所が上大川南通に創設されたが（これは、10年には米商会所、26年には米穀取引所と発展していく）、その設立者は、商人でのちに新潟の三大財閥の一つとなった鍵富三作、大地主白勢長衛家の支配人白勢彦次郎、五泉の庄屋地主権平半七、新潟の回船問屋堀新吉、堀家より下新村の大地主本間家へ入婿した事業家の本間新作であった。

また、東京への回米と米の委託販売を目的に、12年9月には、新潟物産会社ができている。同社の設立には、小千谷の商人西脇悌次郎、回船問屋の「小川屋」鈴木長蔵、同じく「大鈴木」といわれた鈴木長八、米穀商で回船問屋の藤田文二が参画している。

表3 明治前期、新潟県都會人口の消長
(単位 人)

町名	特色	明治5年	13年	21年
新潟	港	33,152	37,238	42,529
高田	城下町	27,460	26,751	25,961
新発田	"	18,312	18,290	18,420
長岡	"	24,067	16,504	15,572
相川	鉱山	12,632	12,413	11,616
村上	城下町	17,647	11,226	11,560
三条	金物	7,689	8,340	8,995
柏崎	石油	14,081	8,313	8,592
直江津	港	5,813	6,395	6,917

(注) 1) 明治5年は『第四銀行八十年史』、明治13年、21年は『新潟県市町村合併誌』上巻により作成。

2) 長岡は、21年が不明につき20年とする。

商会所は、12年に344万8,300石もの取引高を記録しているが、この米商会所につながる取引が、初期の当行の経営にとって重要な柱となっている。

新潟町の人口は、明治5年に3万3,000人であった。その後、高田、長岡、村上などの城下町が、旧武士階級の流離により大幅な人口減少をきたしたのに対し、新潟の人口増加は著しく、21年には4万2,000人に達し、商業都市として発展していった（表3）。

- (注) 1) 新潟市『新潟開港百年史』159～160ページ。
 2) 同上70ページ。
 3) 『日本金融史資料 明治大正編』第6巻55～59ページ。

地主王国の成立 新潟県は、表4にみるように、わが国では大地主の最も多い地域で、まさに地主王国であった。次に、この地主王国の成立した事情を瞥見しておこう。

新潟の巨大地主のうちには、市島家、白勢家、田巻家のよう、すでに江戸時代に千町歩地主に成長していたものと、安田の斎藤家や横越の伊藤家のように、明治期にはいって急速に大地主に成長したものがある。

前者の代表的な型は、新発田藩領にみられる「願人開き」による大規模な新田開発によって形成された。同藩は貢租の增收をはかるため、治水や開拓に積極的で、しかもこの地方に沼沢地が多かったため、開拓は大規模な事業となり、富豪の大きな資本力と、多数の零細農民の労働が必要であった。開

表4 新潟県の大地主
(単位 人)

規 模	全 国	新潟県
50～ 500町未満	2,438	248
500～1,000町	47	11
1,000町以上	15	5

(注) 大正13年農商務省調査(耕地所在
地主のいかんを問はず、当該都道府県
に居住する50町歩以上の大地主の戸
数)。

表5 新潟県の千町歩地主(大正13年)

氏 名	住 所	所有面積	小作人数
市島 徳厚	北蒲原郡中浦村	1,348町	2,488人
斎藤徳太郎	〃 安田村	1,103	1,380
白勢 正衛	〃 金塚村	1,221	1,720
伊藤 文吉	中蒲原郡横越村	1,346	800
田巻堅太郎	南蒲原郡田上村	1,204	2,795

(注) 『新潟県百年のあゆみ』202ページ。

発を進めた者は広大な開発地の地主となり、労働に従事した者は小作人となつた。市島家の福島潟干拓、白勢家の紫雲寺潟開発がその例である。

他の型としては、長岡藩領の例があげられる。同藩では小規模な開墾が可能な水系の地帯が多く、「村請」共同開墾が行なわれた。開墾地は、藩の伝統的な「割地」制度に組込まれたが、しだいに富裕な農民に割地権利者の持分が集中していった。ここでは、新発田藩を中心とした蒲原平野にみられたような巨大地主の発展は困難であった。そのほか、高田、村上藩領を中心とした山間地帯にみられる手作り型中小地主がある。越後の地主の成立には、このような類型があり、新田開発などとともに、農民への小金融による質流地を集め成長を遂げ、維新の変革で法律的に土地所有が確認されて、ここに地主制度が確立した。

明治にはいって巨大地主の成長を促した根源は、地租改正に求められる。地租の改正実施のための地価算定方式は、小作人に不利で地主に有利であった。とくに本県は、小作料率が平均64%と高く、地租改正により、地主は小作から確実に高率の現物納を得、地租を納付しても、まだ30%もの収益を確保できた。また税負担も、本県は改租後のほうが実質的に重く、中小地主や自作農にはきびしく作用した。

さらに、貨幣経済の浸透は、農家を激しい経済変動の波に巻込んだ。米価はきわめて不安定で、とくに松方デフレ期の16年には、米価暴落が農家経済を破壊した。県全体の農民層の分解は、16年前後に著しく（表6），有利な条件にあった大地主は、このころ大いに土地を集積し、巨大地主へと成長していった。

表6 農民層分解の推移
岩船郡下関村の場合（耕作者の変遷）
(単位 %)

年代	反別	0～5反	5～20反	20～100反	100反以上
天保14年（1843年）		64.1	20.9	9.3	4.7
明治9年（1876年）		80.5	8.7	8.8	2.2
明治13年（1880年）		83.3	6.7	6.6	3.4

（注）『新潟県百年史』上巻240ページ。

第四国立銀行の創立に際し、千町歩地主の市島家、白勢家が最高の65株、田上村の田巻両家、聖籠村の二宮家が50株を出資し、そのほか、戸長（在村地主）らが出資者として加わる。大地主の資力からみて、その出資額は小口であったとはいえ、有力な地主が広範に存在したことが、新潟町の商人の力と相まって、わが国で第3番目の国立銀行を、新潟の地に誕生せしめる基盤となったのである。

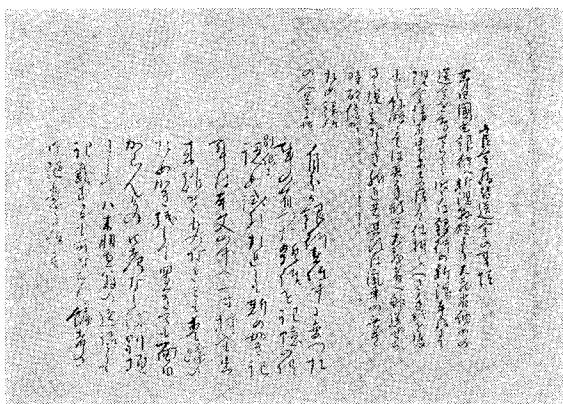
新潟為替会社の設立 前述のように、明治政府の方針に基づいて、新潟に為替会社が開設された。新潟為替会社がそれである。同社は通称、新潟出張會社と呼ばれ、明治2年に設立を許可され、東京為替会社や横浜為替会社か

(余錄)

新潟為替会社の放漫経営

明治5年ごろに新潟県の高官を勤めた八木朋直（当行2代目の頭取）は、その回顧談のなかで、新潟為替会社の放漫經營ぶりを、次のように述べている。

「明治4、5年頃、新潟県庁の現金保管は東京為替会社にて引受け社員増田某、浅井某などが出張して取扱っていたが、彼等は時々大手遊びなどをなし、僅々2か年間に県庁よりの預り金を残らず費消して県官の月給渡しにもさしつかえを生ずるにいたったので、やむを得ず社員両人を入牢せしめ、明治5年3月中、新潟町会所、新潟積小社（貯蓄会社にして横山勝蔵が主宰す）および郡部の市島徳次郎氏外40名などに御用金調達を命じ、その金をもって県庁の支払をなし、一面東京の為替会社本店へ飛脚をもって急報せしところ、右会社の代表として、三井組の辻純市氏が欠損金10万余両と洋銀840余弗に、臨時御用金借入の利息金1,900余両を添え、5年9月までに3度に分割して弁済し、罪人社員の出牢願をなして帰京したことがあつた。」



八木朋直自筆の逸話集

ら資本金を受入れて開業した。

新潟為替会社が、東京、横浜両為替会社の連合出張所ともいべきものであったことは、東京為替会社規則第24条や、6年6月に大蔵省へ提出した東京為替会社の願書などにより推測される。

新潟為替会社の開業年月日は明らかでないが、2年12月、同社と通商司、通商會社設立のため、三井八郎右衛門の名代や、高木栄助（第四國立銀行が最初に荷為替を取組んだ人）、東京為替会社関係者など、総勢7人が新潟に出張しており¹⁾、翌年の正月に金札5万円を発行しているので、この間に開業したものと推定される。

「市中商戸之内人物身代等相選……頭取、同並、肝煎、等申渡」となり、頭取には、白勢篤之介、本間新作、鈴木長八、村田吉左衛門、高橋治七郎、小川弘二郎の6人が就任したほか、斎藤喜十郎など12人が諸係に選任された。²⁾

出資金は、明治7年には東京為替会社など3社からのものが大半であったが（表7）、資力のある商人が、頭取は1万両、肝煎は500両というように身元金を出資して、社中（株主）となったようである。³⁾

新潟為替会社は、紙幣の発行のほか、新潟、水原、佐渡、柏崎4県の官金取扱いや、一般貸付、為替業務を営み、官米（貢米）の売買も行なっていた。

しかし、放漫貸付が災いし、加えて、出張官員が公金を費消したり、東京、函館へ米豆を積送した船が難破するなどの事故が相次いたため⁴⁾、他の為替会社同様、大赤字を出し資本金の93%を失って解散した。

結末人（清算人）辻純市の取調書によれば、総資本金26万8,443円のうち25万638円が欠損となり、前記3社や三井組が負担した。なお、この欠損額は、最終の清算時には25万4,388円となつた。⁵⁾

表7 新潟為替会社への出資 (明治7年4月14日調 清算時)	
資本金総額	268,443円
うち 東京為替会社	184,043
東京商社	64,150
横浜為替会社	20,250

(注)『日本金融史資料 明治大正編』第1巻582ページにより作成。

新潟為替会社の失敗後は、三井組が本町通7番町に出張所を設け、官金の取扱いを行なったが、8年2月、当行へ業務を譲渡した。

- (注) 1) 『日本金融史資料 明治大正編』第1巻10~11ページ。なお、『新潟市史』下巻378ページによれば、新潟為替会社の設立は、明治2年8月となっている。
- 2) 『新潟市史』下巻378ページ。
- 3) 新潟県農地部『白勢家の地主構成』107ページ。

差入申一札之事

今般 通商司当港江御出張相成為替貿易商社御取建ニ付 私儀右商社江合併被仰付ニ付而者 社中備金トシテ金式千両何時ニ而モ差出可申候 然ル上者御規則之通り 相守尽力可仕候 依之差入申一札仍而如件

明治三年午年二月三日

木間新作

新潟出張商社 御中

覺

一 金壱万両以上	重掛リ 頭取	一 金五百両	肝煎
一 金五千両以上	頭取	一 金三百両	同並
一 金千両以上		同並	

右之通取極ルトイへ共 其人物亦者勉強ニ隨ヒ進等候儀ハ格別之事

但同等中之席順者出金高又者加入之前後ヲ以相定候事

この新潟出張商社への出資金は、為替会社、通商會社の両社設立のための出資金と考えられるが、通商會社は、別個に設立されたかどうかは不明である。

- 4) 『日本金融史資料 明治大正編』第1巻582ページ。
- 5) 同上 582~583ページ、919~921ページ。